

山口県 3 R +（ぷらす）製品（リサイクル製品）利用推進要綱

（目的）

第1条 山口県における資源循環を推進するため、「山口県循環型社会形成推進条例」（平成16年山口県条例第1号）第21条の規定に基づき、県内において製造加工される3 R +（ぷらす）製品（リサイクル製品）の認定と普及啓発を実施することにより、県内で発生する循環資源の循環的な利用を促進するとともに、3 R +（ぷらす）製品（リサイクル製品）の利用及び資源循環産業の育成を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。

（1）廃棄物

（2）一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）

2 この要綱において「3 R +（ぷらす）製品（リサイクル製品）」とは、循環資源の循環的な利用、または、再生可能な資源の活用により、県内において製造加工された物をいう。

3 この要綱において「循環資源」とは、廃棄物等のうち有用なものをいう。

4 この要綱において「循環的な利用」とは、再使用及び再生利用をいう。

5 この要綱において「再使用」とは、循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用することをいう。

6 この要綱において「再生利用」とは、循環資源の全部又は一部を製品の原材料として利用することをいう。

7 この要綱において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（認定等）

第3条 知事は、3 R +（ぷらす）製品（リサイクル製品）のうち、循環資源の適正な循環的な利用の促進及び環境への負荷の低減に資するものを「山口県認定3 R +（ぷらす）製品（リサイクル製品）」（以下「認定製品」という。）として、認定することができる。ただし、認定を受けようとする者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「法」という。）に基づく許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない場合を除く。

2 前項の規定による認定を受けようとする者は、別記様式1により認定の申請をするものとする。

3 知事は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定の申請者に別記様式2による認定証を交付するものとする。

（認定審査）

第4条 知事は、前条第1項の規定による認定をする場合においては、その適否等について、「山口県3 R +（ぷらす）製品（リサイクル製品）認定審査会」（以下「審査会」という。）において審査する。

2 前項の規定による審査会は、別に定める要綱により設置し、開催するものとする。

(認定対象製品)

第5条 第3条第1項の規定による認定の対象となる製品は、リサイクル製品のうち次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

- (1) 原則として県内で発生する循環資源の循環的な利用、または、再生可能な資源を活用することにより、県内で製造加工されること。
- (2) その普及が廃棄物等の発生抑制とリサイクルの推進に効果を有すると認められること。
- (3) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場において製造加工されること。
- (4) 認定の申請時において既に県内で販売されており、又は申請から6ヶ月以内に県内で販売されることが確実であること。
- (5) 別表1に定める山口県3R+（ぷらす）製品（リサイクル製品）認定基準（以下「認定基準」という。）に適合していること。

(認定期間等)

第6条 第3条第1項の規定による認定の有効期間は、知事が認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 第3条第1項の規定による認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、前項の期間が満了した場合において更新を希望するときは、別記様式1により再申請することができる。

(変更の届出)

第7条 認定事業者（前条第2項の規定による認定期間の更新を受けた者を含む。以下同じ。）は、認定製品の申請事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、別記様式3により知事に届け出なければならない。

(認定の取下げ)

第8条 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、認定期間中であっても、別記様式4により認定の取下げを行わなければならない。

- (1) 認定製品の製造加工又は販売を中止し、再開の見通しが無いとき。
- (2) 認定継続の意思が無いとき。

(認定の取消し)

第9条 知事は、次のいずれかに該当するときは、審査会における審査を経て、その認定を取り消すことができる。

- (1) 認定製品が第5条に定める要件に適合しなくなったと認められるとき。
- (2) 認定事業者が正当な理由なく第7条の規定による届出をしなかったとき。
- (3) 認定事業者が正当な理由なく第13条第1項の規定による報告をしなかったとき。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、認定事業者が法に基づく許可を取り消されたときは、その認定を取り消すものとする。

3 前2項の規定による認定の取消しにより損失が生じた場合においては、認定事業者がその責めを負うものとする。

(認定事業者の責務)

第10条 認定事業者は、関係法令等を遵守し、適正な製造加工、販売を行わなければならない。

2 認定事業者は、認定製品の製造加工に当たって、品質管理のための社内規程を定める

とともに、これに基づいた定期的な検査を実施し、製品規格及び安全性を保持しなければならない。

(県の責務)

第 11 条 県は、県が行う工事、事務物品等の発注を行う場合において、品質面等において、その品目と同等の認定製品がある場合は、当該認定製品を優先的に使用するよう努めるものとする。

2 県は、県内の市町に対し、認定製品の使用に配慮するよう要請するものとする。

3 県は、県内の事業者及び県民による認定製品の適正な使用が促進されるように、製品の認定状況並びに認定製品に関する適切な情報提供を行うものとする。

(認定製品の表示)

第 12 条 認定事業者は、認定製品に「山口県認定 3 R + (ぷらす) 製品 (リサイクル製品)」であることを表示することができる。

2 前項の規定による表示は、別に定める要領により行うものとする。

(報告等)

第 13 条 認定事業者は、毎年度 6 月 3 0 日までに、別記様式 5 により前年度の認定製品の製造加工・販売の状況及び認定基準への適合状況を報告しなければならない。

2 認定事業者は、認定製品に係る毎年度の検査結果や販売実績等の関係書類一式を 5 年間保存しなければならない。

3 知事は、本制度の施行に必要な範囲内において、認定事業者から報告を求め、又は認定事業者の同意のもとに職員を認定事業者の事務所又は工場に立ち入らせ、認定製品に係る帳簿書類、設備その他関係物件を調査することができる。

4 知事は試験の用に供するのに必要な限度において、認定製品又は循環資源を無償で収去することができる。

5 知事は、本制度の適正な運営のため、認定事業者に対し必要な改善を求めることができる。

(所掌)

第 14 条 この要綱に関する事務は、山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課において所掌する。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 8 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 9 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年9月7日から施行する。

別表1（第5条関係）

山口県認定3R+（ぷらす）製品（リサイクル製品）認定基準

平成12年8月制定

区分	認定基準等
安全性への配慮	次の基準を満たす安全性に配慮したものであること。 ①特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。 ②環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく土壌の汚染に係る環境基準に適合していること。
規格等	次のいずれかの規格に適合していること。またはこれに準じていること。 ①日本産業規格（JIS） ②エコマーク認定基準 ③山口県土木工事共通仕様書（山口県土木建築部） ④その他公的な機関が定める品質等の基準
その他	①品目ごとに別に定める率の循環資源を、部品その他製品の一部として使用、または製品の原材料として利用していること。 ②再生可能な資源を原材料として利用していること。 ③3R+（ぷらす）の取組により、循環資源の循環的な利用の促進に資するものであること。

注1）特別管理一般廃棄物

- ・PCBを使用した廃エアコン、テレビ、電子レンジなどの部品
- ・血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む一般廃棄物 など

注2）特別管理産業廃棄物

- ・廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類）
- ・廃酸（pHが2.0以下）
- ・廃アルカリ（pHが12.5以上）
- ・血液の付着した注射針などの感染性病原体を含む産業廃棄物
- ・有害汚泥、PCBを含む廃油、PCBに汚染された廃プラスチック類、廃石綿 など